

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

所管課（室）名

○長崎県営交通事業駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

交 通 局

規 則

長崎県営交通事業駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第46号

長崎県営交通事業駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県営交通事業駐車場条例施行規則（平成7年長崎県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表第2 長崎県営万屋町駐車場（第4条関係）			別表第2 長崎県営万屋町駐車場（第4条関係）		
駐車時間帯	使用料		駐車時間帯	使用料	
	右記以外の日	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日		右記以外の日	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
午前10時から午後10時まで	20分ごとに100円	20分ごとに100円	午前10時から午後10時まで	30分ごとに150円	30分ごとに200円
略			略		
午後10時から午前10時まで	最大 12時間 600円		午後10時から午前10時まで	最大 12時間 1,000円	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
ミヤト
印刷